

# 伊勢市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

（案）

伊勢市



～はじめに～

- ・市長あいさつ

未定稿

【記載予定内容】

- ・市長の温暖化に対する思い

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基準年度
- 5 対象とする温室効果ガス

## 第2章 伊勢市温室効果ガスの現況推計及び将来推計（BAU）

- 1 基準年度における伊勢市の温室効果ガスの現況推計
- 2 目標年度における伊勢市の温室効果ガスの将来推計（BAU）

## 第3章 めざす将来像

- 1 めざす将来像
- 2 温室効果ガス削減目標値

## 第4章 実現に向けた取組み及びロードマップ

- 1 実現への取組み
- 2 ロードマップ

## 第5章 市の率先事項【伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）】

- 1 基本的事項
- 2 目標
- 3 削減取組み
- 4 推進と点検

## 第6章 計画の推進、進行管理について

- 1 進捗管理
- 2 推進管理方法
- 3 情報公開

(参考資料)

■地球温暖化の現状と防止に向けた取組

- 1 地球温暖化のメカニズム
- 2 世界中で見られる地球温暖化による影響
- 3 地球温暖化防止に向けた取組状況

■伊勢市の地域特性

- 1 社会特性
- 2 自然特性
- 3 地球温暖化対策についての市民、事業者の意識や行動

■伊勢市温室効果ガスの現況推計及び将来推計

- 1 算出方法
  - (1) 排出量
  - (2) 吸収量

■策定経過

■用語集

■パブリックコメント意見及び回答

## 第1章 基本的事項

### 1 計画の趣旨

私たちの暮らしは、多くの資源やエネルギー、特に、石炭や石油の消費によって支えられ、それによって豊かで非常に便利な生活が実現されてきました。しかし、その代償として、地球温暖化による気候変動といった課題は、今や人類共通の喫緊の課題です。

地球温暖化は加速度的なスピードで進行しており、その防止への取組みには一刻の猶予もありません。この危機に対処するため、平成9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、「京都議定書」が採択され、平成17(2005)年に発効しました。また、平成17(2005)年4月には京都議定書目標達成計画が策定(平成20年3月改定)され、国際的な温暖化対策への取組みが進められています。この京都議定書の発効により、我が国は、温室効果ガスを平成20(2008)年から平成24(2012)年までの第1約束期間の平均値で平成2(1990)年比6%削減することが義務付けられました。

この削減目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定(平成20(2008)年に最終改正)や、京都議定書目標達成計画の策定(平成20(2008)年に全面改定)などにより、地球温暖化対策を展開するとともに、平成22(2010)年1月には、我が国の温室効果ガス削減の中期目標として「平成32(2020)年までに平成2(1990)年比で25%削減(ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組の構築及び意欲的な目標の合意を前提とする)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、国際公約としました。

しかし、平成23年(2011)年3月に我が国を襲った未曾有の大震災に伴い、日本は甚大な被害を被りましたが、電力に係る国民生活・意識にも大きな影響を与えました。

このことは、私たちの生活・事業活動は、電力なしでは成り立たないものになっていること、また、電力問題は、わたしたちひとりひとりが自らの問題として捉え取組まなければならない問題であるということ、強く認識する契機となりました。

こうした中、市として、東日本大震災以降の電力不足に対応するため、市民・事業者・行政が一体となって発電・節電に関するさまざまな取組みやライフスタイルの転換を纏めた「エネルギーの地産池消」を定めました。環境基本計画等に基づき実施してきた取組みをさらに充実・加速して進めようとするものです。特に、再生可能エネルギーの導入については、平成13(2001)年度に補助制度を開始して以来、太陽光発電設備の普及促進に重点的に取り組んでいます。

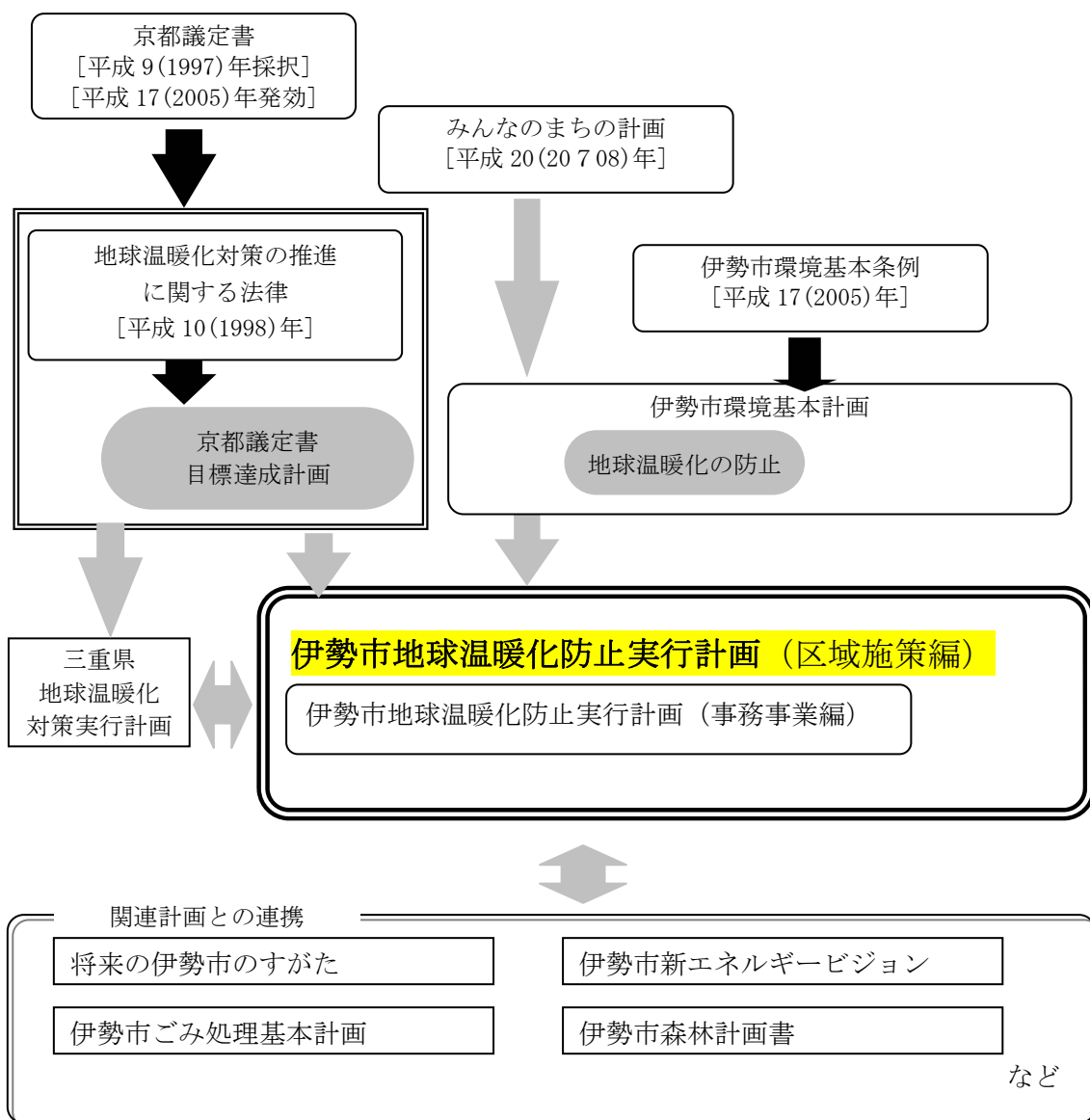
市は、温室効果ガス排出削減対策として国、県の施策が市内で効果的に実施されるよう連携するとともに、本計画によって地域の環境行政の担い手として主導的に地球温暖化対策に取組み、市民、事業者、滞在者、行政等の多様な主体が協働して地球温暖化対策を展開することで、削減目標を達成し、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で多くの自然エネルギーを創り使用して暮らし伊勢らしく美しい社会を目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成11(1999)年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」における地方公共団体の施策として、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める」(第20条)ことを踏まえ、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら策定しました。

また、平成17年11月に制定した「伊勢市環境基本条例」に基づき策定された「伊勢市環境基本計画」の重点事業の一つに位置づけ、今後、市域で推進する地球温暖化対策の具体的取組みについて示すものです。

### 【イメージ図】



### 3 計画の期間

計画期間は、平成 24(2012)年度から平成 32(2020)年度までの 9 年間とします。

計画期間は、平成24(2012)年度から平成32(2020)年度までとします。  
なお、国際的に議論されている平成25(2013)年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みの検討状況等を踏まえつつ、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

### 4 基準年度

平成 19 (2007) 年度とします。

基準年度は、平成19(2007) 年度とします。



## 5 対象とする温室効果ガス及び主な発生源

### (1) 対象となる温室効果ガス 6 ガス

温室効果ガス		排出を伴う活動の概要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		化石燃料の燃焼により排出されます。プラスチックを焼却することでも排出されます。化石燃料を使用している火力発電による電気を使用することでも間接的に排出されます。
メタン (CH <sub>4</sub> )		燃料の燃焼によって二酸化炭素とともに排出されるほか、農畜産業の分野からも排出されます。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		燃料の燃焼によって二酸化炭素とともに排出されるほか、農畜産業の分野からも排出されます。病院で麻酔剤としても使用されています。
代替フロン等 3 ガス	ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs)	冷蔵庫などの冷却に使用されています。
	パーフルオロカー ボン類 (PFCs)	半導体の製造過程などに使用されます。
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気絶縁ガスなどに使用されています。

### (2) 主な対象

部門	主な発生源
産業部門	農林水産業、建設業、製造業
運輸部門	自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道
民生家庭部門	家庭
民生業務部門	業務（店舗、オフィス）
廃棄物部門	一般廃棄物焼却時に含まれるプラスチック焼却量
森林吸収部門	間伐・受光伐等の森林吸収源対策

## 第2章 伊勢市温室効果ガスの現況推計及び将来推計 (BAU)

### 1 基準年度における伊勢市の温室効果ガスの現況推計

#### 調査方法

温室効果ガス排出量の削減に取り組むためには、市内における温室効果ガスの排出状況を把握する必要があります。本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（環境省）策定マニュアル第1版の算定方法をベースに、「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」、既存の統計資料等も参考にしながら、温室効果ガス排出量を推計しました。

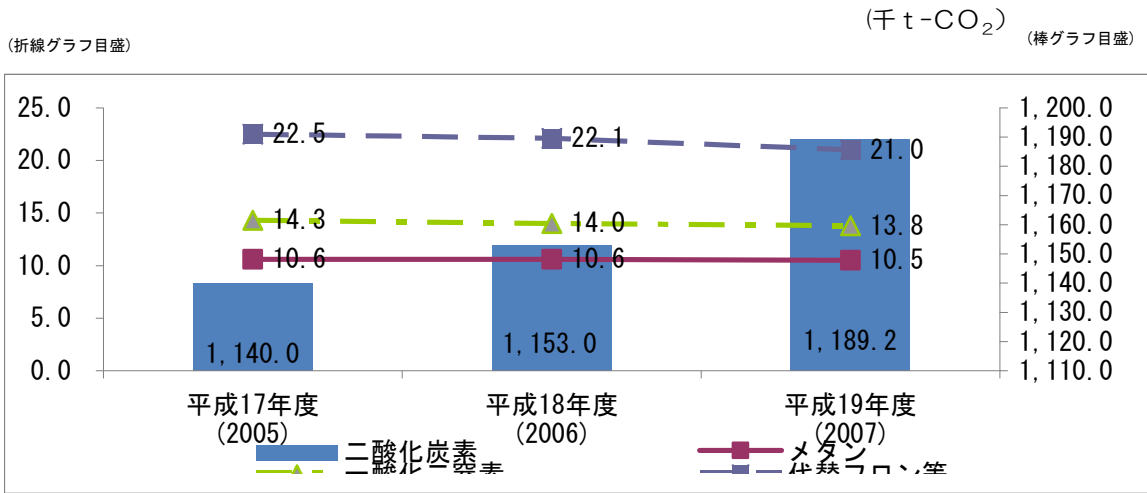
#### 温室効果ガス排出量の現状

市域における温室効果ガス排出量は平成19(2007)年度で約 1,259 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成19(2007)年度の温室効果ガス排出量を平成17(2005)年度と比較すると、約3.9%の増加となっています。また、過去3ヵ年において、全体に占める二酸化炭素の割合は変化がないものの約96%と依然として高い状況になっています。

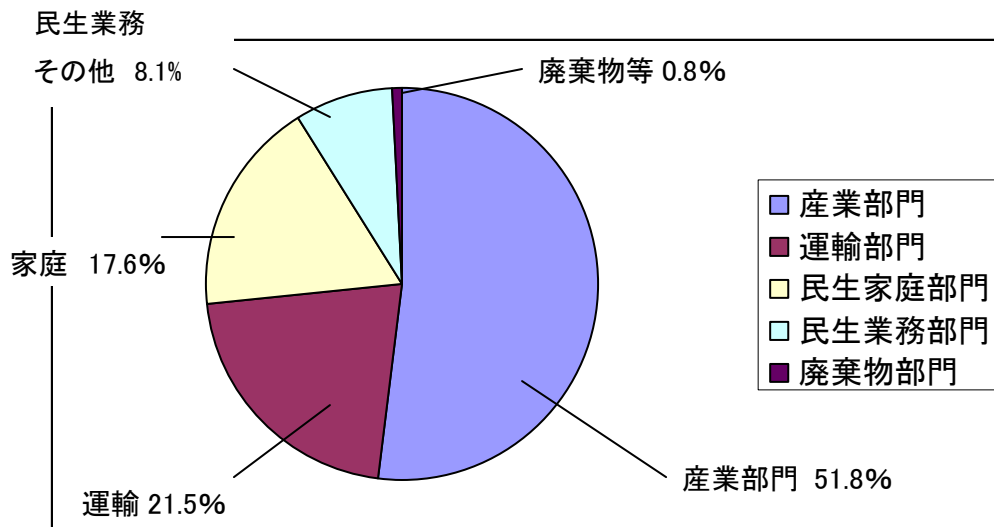
#### ■ガス種類別温室効果ガス排出量の推移

(千 t-CO<sub>2</sub>)

	平成17年度 2005年度	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度
二酸化炭素	1140.0	1153	1189.2
メタン	10.6	10.6	10.5
一酸化二窒素	14.3	14.0	13.8
その他 代替フロン等	22.5	22.1	21.0
合計	1187.4	1199.7	1234.5



■伊勢市の温室効果ガス排出量部門別構成比 (平成 19 年度)



## 二酸化炭素排出量の現状

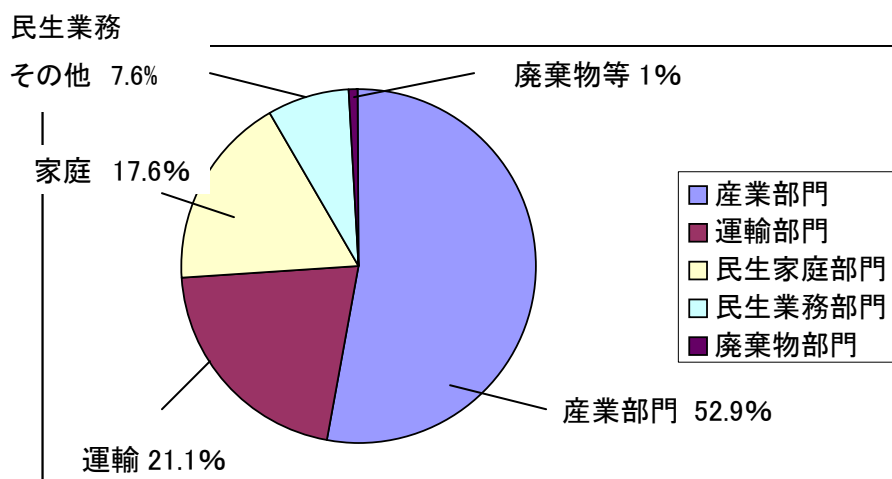
市域における二酸化炭素排出量は、基準年度である平成 19(2007)年度の二酸化炭素排出量は市域全体で約 1189.2 千 t でした。

平成 19(2007)年度における本市の部門別排出量は、産業部門が約 52.9%、民生家庭部門が約 17.7%、民生業務その他が約 7.5%、運輸部門が約 21.1%、廃棄物部門が約 0.8%となっています。

### ■伊勢市の部門別二酸化炭素排出量推移 (千 t-CO<sub>2</sub>)

	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度
産業部門	596.6	616.2	628.9
運輸部門	253.5	252.4	251.1
民生家庭部門	176.9	192.2	210.0
民生業務その他部門	100.0	80.7	89.5
廃棄物部門	7.6	11.5	9.7
合計	1140.0	1153.0	1189.2

### ■伊勢市の二酸化炭素排出量部門別構成比 (平成 19 年度)



## 2 目標年度における伊勢市の温室効果ガスの将来推計（BAU）

### （1）温室効果ガス排出量の将来予測

将来の伊勢市の温室効果ガス排出量については、今後の追加的な対策を見込まず、人口や産業活動などの社会情勢の変化により活動量のみが変化すると仮定して平成 32(2020)年度の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）を推計しました。

活動量は、温室効果ガス排出量と関連が深い「製造品出荷額」や「世帯数」等の推移や、「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」の将来予測などを踏まえて予測しています。

### （2）平成 32（2020）年度の温室効果ガス排出量

推計の結果、平成 32(2020)年度の温室効果ガス排出量は 1,259 千 t-CO<sub>2</sub> と、基準年度に比べ約 2%増加すると予測されます。

項目	2005	2006	2007	2020	基準年度 比増減
二酸化炭素	1140.0	1153.0	1189.2	1202	1.0%
メタン	10.6	10.6	10.5	10.6	0.9%
一酸化二窒素	14.3	14.0	13.8	14.1	2.1%
代替フロン等	22.5	22.1	21	32.3	53.8%
排出量合計	1187.4	1199.7	1234.5	1259	1.9%

### （3）平成 32（2020）年度の部門別二酸化炭素排出量

平成 32(2020)年度の二酸化炭素排出量は 1,202 千 t-CO<sub>2</sub> と、基準年度に比べ約 1%増加すると予測されます。

部門別にみると、基準年度に比べて、床面積の増加に伴い民生業務その他部門が著しく増加しています。

項目	2005	2006	2007	2020	基準年度 比増減
産業部門	596.6	616.2	628.9	639	1.6%
運輸部門	253.5	252.4	251.1	235	-7%
民生家庭部門	176.9	192.2	210.0	206	-2%
民生業務部門	100.0	80.7	89.5	105	17%
廃棄物部門	13.0	11.5	9.7	17	47.8%
CO <sub>2</sub> 排出量合計	1140.0	1153.0	1189.2	1,202	1.0%

### 第3章 めざす将来像

#### 1 めざす将来像

伊勢市環境基本計画では、「環境文化の生きるまち 伊勢」をめざす姿とし、そのめざす姿実現のための基本目標のひとつに「地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型のまち」を位置づけ、地球温暖化防止の推進に取り組むこととしています。

本計画では、地球温暖化防止の推進におけるめざす将来像として、下記の5つを定め施策を実施していくこととします。

◆エネルギー地産地消のまち

◆ごみゼロのまち

◆歩くまち・クリーン自動車のまち

◆みどりのまち

◆環境意識の高いまち

## 2 温室効果ガス削減目標

### (1) 削減目標値

平成 22(2010)年 1 月に国が気候変動枠組条約事務局に提出した平成 32(2020)年までに 25%削減の目標や「地球温暖化対策基本法案」、「三重県の地球温暖化対策実行計画」を踏まえ伊勢市では、それ以上の削減を目指して、伊勢の地域、産業構造の特性、部門別構成比の特性等、自然条件を考慮した市独自の取組みを推進し、温室効果ガス排出削減を総合的に進めることで削減目標の達成を目指します。

低炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割を果たして地球温暖化対策を進めていくため、温室効果ガスの削減目標を設定しました。

平成32(2020)年度における伊勢市の温室効果ガス排出量を平成19(2007)年度比で30%削減します。(森林吸収量2.0%含む)

表 伊勢市における 2020 年の温室効果ガス排出量

千 t-CO<sub>2</sub>

項目	2007 排出量	2020					
		排出量 BaU	排出量 目標	2007 比削減率	削減量	国、県対 策削減量	市対策 削減量
産業部門	629	639	615	-2%	25	19	6
民生家庭部門	210	206	88	-58%	118	66	52
民生業務その他部門	90	105	37	-59%	68	47	21
運輸部門	251	235	106	-58%	129	99	30
廃棄物部門	10	17	4	-60%	13	7	6
CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、代替フロン等 3 ガス	45	57	43	-4%	14	14	0
排出量小計	1,235	1,259	893	-28%	367	252	115
森林吸収量			-25	-2%	25	25	
排出量合計	1,235	1,259	868	-30%	392	277	115

## (2) 削減目標値の考え方

目標については、国、県の施策による温室効果ガスの削減、市の施策による削減、森林吸収等による削減を次のとおり積み上げて設定しています。

- ① 国、県が実施する施策により、伊勢市内で削減される温室効果ガス排出量を推計します。
- ② 伊勢市が実施する施策により削減する排出量を推計します。
- ③ 森林吸収源対策などにより削減される排出量を推計します。
- ④ ①～③で推計した削減量を、2020年度温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）から差し引き、2020年度温室効果ガス排出量（目標値）を設定します。
- ⑤ 基準年度温室効果ガス排出量から④による2020年度排出量（目標値）を差し引き、基準年度排出量との比率を目標削減率として設定します。

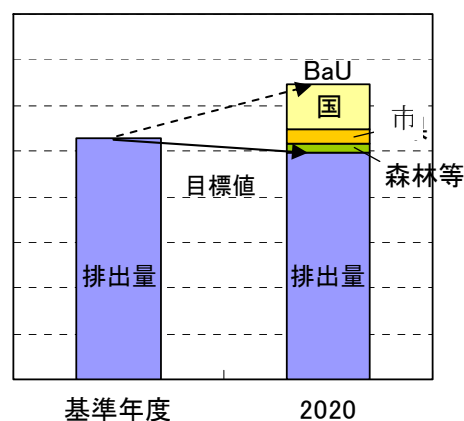


図 削減率設定のイメージ

## (3) 国、県の施策による削減量の内訳

市の施策による削減は、伊勢市の自然的社会的条件を考慮して検討しています。

国の施策による伊勢市での削減量は、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会で検討された国内15%削減ケースを伊勢市に当てはめて設定しています。

同委員会では、国が掲げた25%削減の目標達成に向けて、国内での削減率が25%、20%、15%の3つのケースについて検討されていますが、どのケースが採用されるかは国の動向を待つこととなります。いずれのケースも現実的には相当な困難が伴うと考えられるため、より現実的であると考えられる国内15%削減ケースを県計画書と同様に想定しました。

なお、削減目標については、今後の国の動向や国際的な取り決め等を受け、必要に応じて見直すこととします。



表 伊勢市における国の対策による削減量の内訳

部門	対策	導入技術、導入レベル	15%削減時 効果量(国) (千t-CO <sub>2</sub> )	削減量 (市) (千t-CO <sub>2</sub> )
産業部門	農林水産業対策	省エネ型温室による燃費改善 30% など	1,000	0.6
	鉄鋼部門対策	(市域で次世代コークス炉導入 の余地無し)	4,700	—
	セメント部門対策	(該当なし)	400	—
	石化部門対策	更新時に全ての事業所が、そ の時点の最高水準の技術を導 入	4,100	0.0
	紙パ部門対策		1,500	0.0
	業種横断的技術	高性能工業炉、高性能ボイラな ど高効率機器へのシフト	7,283	0.8
	小計		18,983	1.4
民生家庭部門	高断熱住宅	2020年時点における住宅の数 に対し、3%が改11年基準を満 たす	1,916	1.8
	高効率空調	更新時に全ての住宅が、その 時点の最高水準の機器を導入	3,900	3.8
	高効率給湯	5世帯中4世帯に導入	10,286	9.9
	高効率照明	更新時に全ての住宅が、その 時点の最高水準の機器を導入	6,000	5.8
	高効率家電		16,800	16.2
	HEMS等	世帯数の30%に導入	1,950	1.9
	太陽光発電	世帯数の13%に導入	4,938	4.7
	小計		45,790	44.1
民生業務	高断熱建築物	2020年時点における建物の数 に対し、5%が改次世代基準を 満たす	2,280	1.3
	高効率空調	電気HP式空調等の導入	11,244	6.5
	高効率給湯	ヒートポンプ給湯器、潜熱回収 型給湯器、太陽熱温水器の導 入	7,191	4.1
	高効率照明	照明効率が現状の約2倍	10,000	5.8
	高効率電気製品	家電製品、電気機器の効率改 善	29,000	16.7
	BEAMS	業務系建築物の30%に導入	8,654	5.0
	地域熱・廃熱利用	地域未利用熱の有効利用	1,000	0.6
	太陽光発電	公共施設等大型建築物への太 陽光発電の導入、現状(2005 年)の約70倍	8,574	4.9
	小計		77,943	44.9

部門	対策	導入技術、導入レベル	15%削減時 効果量(国) (千t-CO <sub>2</sub> )	削減量 (市) (千t-CO <sub>2</sub> )
運輸部門	燃費改善・次世代自動車	2020年時点の自動車の平均燃費が、2005年時点と比べ、乗用車では13%、貨物車では6%改善。	34,600	44.6
		2020年時点の自動車保有台数に対し、乗用車の28%、貨物車の7%が次世代自動車		
	バイオ燃料導入	規格・基準検討、E10対応車の認証、供給・流通体制の整備促進など	2,000	2.6
	交通流対策	徒歩と自転車でもらわせるまちづくり	15,000	19.4
	鉄道の効率改善	現状(2005)に対し、エネルギー消費原単位削減率 1%	144	0.2
	船舶の効率改善	(該当なし)	121	—
	航空の効率改善	(該当なし)	178	—
	小計		52,043	66.8
廃棄物部門	廃棄物部門の対策	燃焼の高度化、ごみ処理有料化など	7,000	7.0
メタン(CH <sub>4</sub> ) 等3ガス	農業部門の対策	家畜等の排泄物管理方法の変更と施肥料の削減	1,200	0.8
	フロンガス部門の対策	ノンフロン製品等の普及加速化、ノンフロン製品等の技術開発など	13,000	11.3
	その他	燃焼の高度化、ごみ処理有料化など	2,000	2.1
	小計		16,200	21.2
	合計		217,959	178.4

表 伊勢市における県の対策による削減量の内訳

部門	対策	導入技術、導入レベル	県全体削減量 (千t-CO <sub>2</sub> )	市内削減量 (千t-CO <sub>2</sub> )
産業部門	地球温暖化対策計画書制度	取組促進により、対象事業所の努力量を増加	334.6	16.6
	M-EMS普及	小規模事業所の自主的な環境管理を推進	8.1	0.6
	中小事業所省エネルギー診断	中小事業所の運用対策と施設更新	10.5	0.8
	小計		353.2	18.0
民生家庭部門	地球温暖化防止活動推進センターによる家庭の省エネ推進	家庭での運用対策	106.2	7.5
	省エネ家電製品の購入促進	家庭での設備更新	41.4	2.9
	消費行動と連携したカーボン・オフセット等によるCO <sub>2</sub> 削減	連携した取組による温室効果ガス排出削減	169.2	11.9
	小計		316.8	22.3
民生業務	地球温暖化対策計画書制度	2020年時点における建物の数に対し、5%が改次世代基準を満たす	3.1	0.3
	M-EMS普及	電気HP式空調等の導入	4.0	0.3
	中小事業所省エネルギー診断	ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、太陽熱温水器の導入	7.5	0.6
	エコオフィス推進	照明効率が現状の約2倍	7.8	0.7
	小計		22.4	1.9
運輸部門	自動車地球温暖化対策計画書制度等	自動車使用による燃料使用量削減	202.8	14.0
	グリーン物流促進	物流によるエネルギー使用量の削減	135.5	8.0
	エコドライブ推進	運転方法の改善による燃料使用量の削減	125.8	8.5
	公共交通機関利用促進	自動車利用抑制による燃料使用量の削減	3.8	0.3
	電気自動車等の普及促進	EV、PHV等の普及促進	17.1	1.2
	小計		485.0	32.0
廃棄物部門	一般廃棄物の排出削減	焼却処分量の削減	0.4	0.0
	産業廃棄物の排出削減	焼却処分量の削減	12.5	0.0
	小計		12.9	0.0
メタン(CH <sub>4</sub> )	一般廃棄物の排出削減	埋立処分量の削減	12.9	—
	産業廃棄物の排出削減	埋立処分量の削減	1.8	—
	小計		14.7	—
森林	森林整備等	森林整備による森林吸収量の確保	457.7	25.0
	合計		1662.7	99.2

表 伊勢市の対策による削減量の内訳

部門	対策	内容	削減量 (市) (千t-CO <sub>2</sub> )
産業部門	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電等の導入による化石燃料使用量の削減	1.4
	M-EMS普及	中小規模事業所の自主的な環境管理を推進	0.7
	中小事業所省エネルギー診断	エネルギー消費量が改善	3.4
	小計		5.5
民生家庭部門	家庭の省エネ推進	家庭での省エネ対策	33.5
	省エネ家電製品の購入促進	家庭での設備更新	6.5
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電等の導入による化石燃料使用量の削減	12.4
	小計		52.4
民生業務	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電等の導入による化石燃料使用量の削減	3.2
	M-EMS普及	中小規模事業所の自主的な環境管理を推進	3.5
	エコオフィス推進	オフィス活動での運用改善	14.0
	小計		20.7
運輸部門	自動車利用の自粛	自動車不使用による燃料使用量削減	7.4
	エコドライブ推進	運転方法の改善による燃料使用量の削減	3.5
	電気自動車等の普及促進	EV, PHV等の環境にやさしい自動車の選択	19.3
	小計		30.2
廃棄物部門	一般廃棄物の排出削減	焼却処分量の削減	6.0
	小計		6.0
メタン(CH <sub>4</sub> )	一般廃棄物の排出削減	埋立処分量の削減	—
	小計		—
森林	森林整備	森林整備による森林吸収量の確保	—
	小計		114.8

## 第4章 削減に向けたロードマップ

### 1 実現への取組み

#### 各主体の役割

目標達成に向けて、市民、事業者、滞在者及び行政が各々の役割を担うとともに、協働して、具体的な取組を進めていきます。

##### (1) 市民

日常生活と地球温暖化問題との関わりについて理解を深めるとともに、日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギー等の導入により、環境負荷の低減に努めます。

また、地域社会や市民団体等の地球温暖化対策活動へ積極的に参加するとともに、事業者や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

##### (2) 事業者

製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄等の事業活動に関わるすべての過程を通じて、温室効果ガス排出の削減を図ります。事業活動における省資源・省エネルギーの実践や再生可能エネルギー等の導入、事業所における環境教育を行います。

また、地域社会や市民団体等の地球温暖化対策活動へ積極的に参加・支援、市民や行政の実施する地球温暖化対策との協働・連携を図ります。

##### (3) 滞在者

観光、通勤、通学等の滞在時における活動と地球温暖化対策との関わりについて理解を深めるとともに、滞在時における省資源・省エネルギー行動を実践します。

また、行政の実施する地球温暖化対策との協働・連携を図ります。

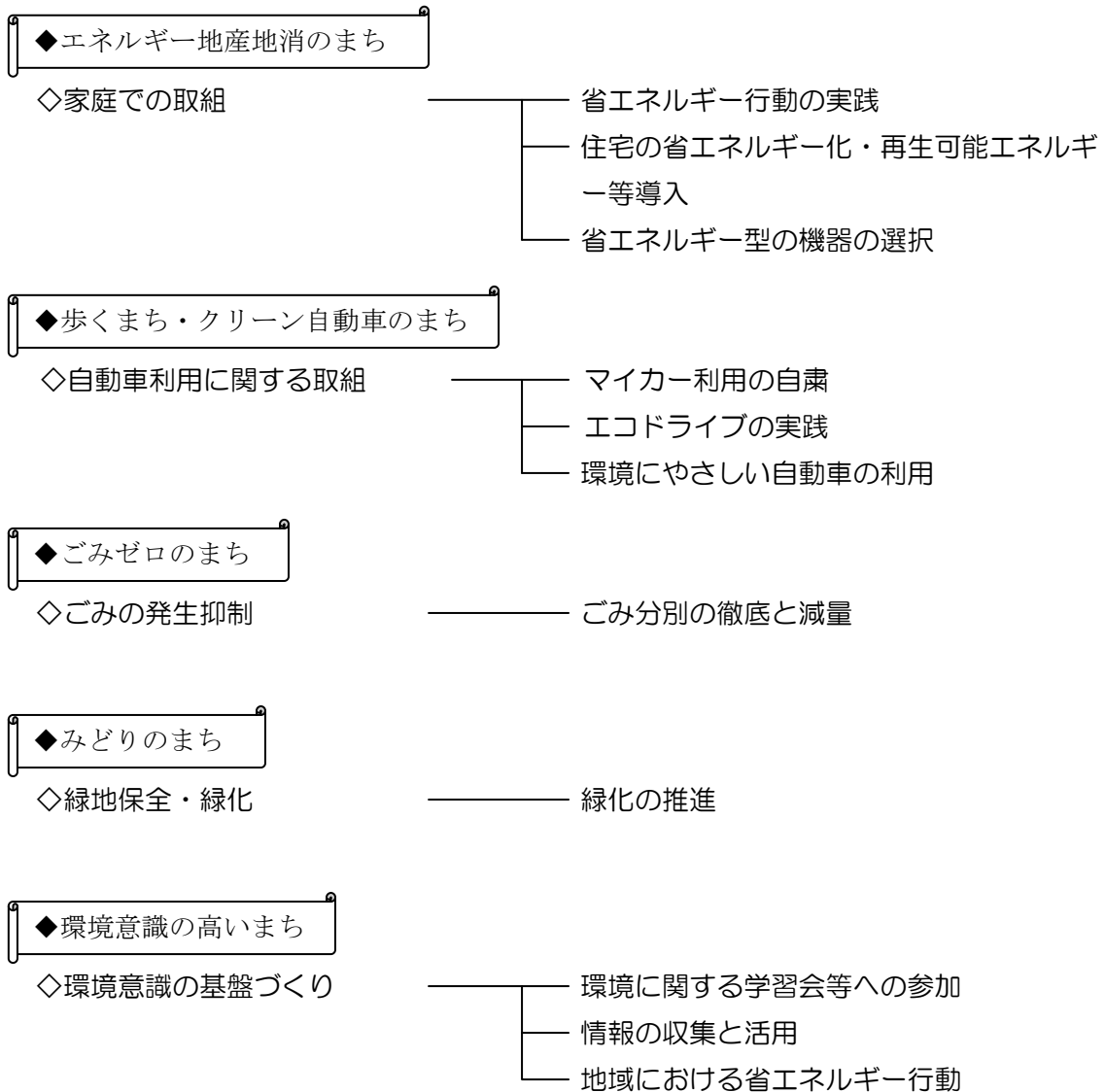
##### (4) 行政

市民、事業者、滞在者が地球温暖化対策を推進していくために必要な仕組みを整備するとともに、意識啓発や情報提供などの支援措置を講じます。

また、伊勢市役所も事業者として省資源・省エネルギー活動や再生可能エネルギー等の導入に率先して取組みます。(具体的取組については第5章へ記載)

## 施策の体系

### (1) 市民の取組



## (2) 事業者の取組

### ◆エネルギー地産地消のまち

#### ◇工場・オフィス・商店等での取組

- 省エネルギーを推進するための仕組み
- オフィス等における省エネルギー行動
- 省エネ・再生可能エネルギー等型の建物
- 省エネルギー型機器の導入・選択
- 生産工程の省エネルギー化
- 環境負荷の少ない製品の開発や製造・販売
- 再生可能エネルギー等の導入
- 環境教育の実施

### ◆歩くまち・クリーン自動車のまち

#### ◇自動車利用に関する取組

- 自動車利用の自粛
- エコドライブの実践
- 環境にやさしい自動車の利用

### ◆ごみゼロのまち

#### ◇ごみの発生抑制

- 廃棄物削減
- 紙類ごみの減量
- 資源化・リサイクルの推進

### ◆みどりのまち

#### ◇緑地保全・緑化

- 地域や事業所の緑化

### ◆環境意識の高いまち

#### ◇環境意識の基盤づくり

- 情報の公開

### (3) 滞在者の取組

#### ◆歩くまち・クリーン自動車のまち

- ◇自動車の利用に関する取組
  - マイカー利用の自粛
  - エコドライブの実践
  - 環境にやさしい自動車の利用

#### ◆ごみゼロのまち

- ◇ごみの発生抑制
  - 3R への取組み



## (4) 行政の取組み

### エネルギー地産地消のまち

#### ◇地産プロジェクトの推進

- 太陽光発電の普及促進
- メガソーラーの設置研究
- 生ごみメタン化の研究

#### ◇地消プロジェクトの推進

- 省エネルギー・節電の啓発
- 次世代育成（環境教育）

### 歩くまち・クリーン自動車のまち

#### ◇自動車の利用に関する取組み

- EV等を活用した低炭素社会モデル事業の協創
- 自動車交通量の抑制
- 低燃費・低公害車・クリーンエネルギー自動車の導入促進

### ごみゼロのまち

#### ◇ごみの発生抑制

- 廃棄物削減

### みどりのまち

#### ◇緑地保全・緑化

- 緑地の確保
- 都市公園等の整備
- 緑化の推進・連携の推進

### 環境意識の高いまち

#### ◇普及啓発

- 情報提供の推進
- 環境活動の支援

## 各主体の取組み

## (1) 市民の取組

### 【家庭での取組み】

#### ◎省エネルギー行動の実践

##### (買い物)

- ・ 買い物の際は省包装のものを選ぶよう心がけ、買い物袋（マイバック）を持参します。
- ・ 必要なものを必要な分だけ購入します。
- ・ 環境にやさしい商品を購入します。

##### (衣服)

- ・ 夏は軽装、冬は重ね着を心がけます。
- ・ 古着の再利用に努めるようにします。

##### (食べ物)

- ・ 輸送距離の近い産地の食材の購入を心がけます。
- ・ 適量を調理し、食べ残しをしないようにします。

##### (家の中)

- ・ 冷暖房機器の使用時間を短くし、冷房は28℃以上、暖房は19℃以下を目安に空調機(エアコン)の温度を設定するよう心がけます。
- ・ 電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節するようにします。
- ・ 冷蔵庫の内容量を適量にし、ドアの開閉を減らすようにします。
- ・ 洗濯物はできるだけまとめ洗いをするよう心がけます。
- ・ 風呂の残り湯を洗濯などに使うようにします。
- ・ 掃除機はフィルターをこまめに掃除したり、使用前に部屋を片付けたりするなど、効率のよい使用を心がけます。
- ・ 使用しないときはコンセントプラグを抜き、待機時消費電力の削減を心がけます。
- ・ その他の家電製品についても、使用時間を減らし、効率の良い利用を心がけます。
- ・ 給湯器は種火をこまめに消すようにします。
- ・ シャワーは出しっぱなしにしないようにします。

- 風呂は冷めないうちに続けて入るようにします。
- コンロの炎が鍋底からはみ出さないようにします。
- テレビを見ていないときは、主電源を切るようにします。
- 照明はこまめに切るようにします。
- 電気ポットやジャーでの長時間の保温はやめるようにします。
- 温水洗浄便座は、温度設定をこまめに調節し、使わない時は、ふたを閉めるようにします。
- 雨水を活用するよう努めます。

### ◎住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー等導入

- エネルギー効率の高い住宅を選択するよう努めます。
- 住宅・マンション等の改修にあたっては、高断熱化を推進するよう努めます。
- カーテンやブラインド、すだれ、緑のカーテンなどを上手に使用し、冷暖房効果を高めるよう心がけます。
- 住宅を新築、改築するときなどは太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー等の導入に努めます。

## ◎省エネルギー型の機器の選択

- ・ 家電製品を買い換えるときは「省エネラベル」を確認し、省エネ効果の高い製品を選択するよう心がけます。
- ・ 冷暖房においては、効率のよい高効率ヒートポンプ空調機（エアコン）の導入に努めます。
- ・ 自然冷媒（CO<sub>2</sub>）ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器等の高効率給湯器の導入に努めます。
- ・ 家庭用燃料電池など環境負荷の低減等の観点から必要な設備の導入に努めます。
- ・ ガス、石油機器は効率のよいものを購入するよう心がけます。
- ・ 待機時消費電力の少ない商品を選択します。
- ・ 照明は、LEDや電球型蛍光灯を使用するよう心がけます。
- ・ 環境に配慮した設備を導入するよう努めます。
- ・ 節水シャワーヘッドなどを導入するよう努めます。

## 【自動車の利用に関する取組み】

### ◎マイカー利用の自粛

- ・ 近距離の移動ではマイカーの利用を控え、徒歩や自転車、バス等の利用に努めます。
- ・ ノーカーデー（毎週1回）の実践に努めます。
- ・ 通勤やレジャー等で出かける際のマイカー利用は避け、公共交通機関の利用に努めます。

### ◎エコドライブの実践

- ・ タイヤの空気圧を適正に保ちます。
- ・ 車に不要な荷物を積まずに走行します。
- ・ 不必要なアイドリングをしません。
- ・ 燃費の良い加減速の少ない運転に努めます。
- ・ 排気量や大きさなど、用途に応じた必要最小限の車両を購入するよう努めます。

### ◎環境にやさしい自動車の利用

- ・ 自動車購入時には低公害、省エネルギー型、クリーンエネルギーの自動車を選択します。

## 【ごみの発生抑制】

### ◎ごみ分別の徹底と減量

- ・ レジ袋削減のため、マイバッグを使用します。
- ・ 使い捨て製品の使用を自粛します。
- ・ 過剰な包装を断ります。
- ・ 詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。
- ・ 長期間使用できる製品を選択します。
- ・ 食材を捨てることのないような調理の工夫を行います。
- ・ 市のごみ分別収集に協力します。
- ・ 3Rに取り組んでいる店舗から買い物をするように努めます。
- ・ 地域で展開する廃品回収の取組みへ積極的に参加します。
- ・ 市や事業者が行う説明会や勉強会等へ積極的に参加します。
- ・ 生ごみ処理機を使用して、生ごみの減量、資源化に努めます。

## 【緑地保全・緑化】

### ◎緑化の推進

- ・ 建物敷地内の緑化に努めます。
- ・ 行政、企業、NPOなどと連携して、緑化活動に参加します。

## 【環境意識の基盤づくり】

### ◎環境に関する学習会等への参加

- ・ 環境イベントや市民講座等へ参加をします。

### ◎情報の収集と活用

- ・ 行政やNPO等の市民団体、事業者等から発信される地球温暖化対策等に関する情報を活用します。
- ・ 家庭や地域といった様々な場面で、地球温暖化問題について話し合う機会を持ちます。

### ◎地域における省エネルギー行動

- ・ 自治会、町内会やNPO等の市民団体に参加し、地域ぐるみの省エネルギー行動を積極的に実施します。

## (2) 事業者の取組み

### 【工場・オフィス・商店等での取組み】

#### ◎再生可能エネルギー等の導入

- ・ 太陽光などの発電設備の導入に努めます。
- ・ 太陽熱利用システムの導入に努めます。

#### ◎省エネルギーを推進するための仕組み

- ・ I S O 14001、M-EMS等の環境マネジメントシステムの導入をし、環境への取組を推進します。
- ・ E S C O事業、省エネ診断等の手法を活用し、事業活動を省エネルギー型に改善します。

#### ◎オフィス等における省エネルギー行動

- ・ 冷房は28℃、暖房は19℃程度を目安に空調機(エアコン)の温度を設定します。
- ・ クールビズやウォームビズにより、適温励行に努めます。
- ・ コピーやパソコン等のOA機器は、昼休みなど長時間使わない場合、こまめに電源を切るよう心がけます。
- ・ 照明機器や空調機器は定期的に清掃し、適切に維持管理します。

#### ◎省エネ・再生可能エネルギー等型の建物

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用システムといった再生可能エネルギー等の導入を図ります。
- ・ 節水機器の導入や雨水の利用を図ります。
- ・ ビルを新築、改築するときは、断熱化、屋上緑化、壁面緑化に努めます。

#### ◎省エネルギー型機器の導入・選択

- ・ 家電やOA機器の導入にあたっては、省エネ効果の高い「省エネラベル」、などのついた製品の購入に努めるとともに、用途に合った適正規模の機器を選択します。
- ・ 空調において、蓄熱など高効率ヒートポンプ空調システム(エアコン)・高効率ガス空調システム(エアコン)などの導入に努めます。
- ・ 給湯において、自然冷媒(CO<sub>2</sub>)ヒートポンプ給湯器・潜熱回収型給湯器などの導入に努めます。
- ・ 排熱を有効的に利用した高効率コージェネレーションの導入に努めます。

### ◎生産工程の省エネルギー化

- ・ 生産工程における不要な動力、熱の使用、照明を見直します。
- ・ エネルギー消費設備を適切に点検整備し、エネルギー使用効率の向上に努めます。
- ・ 生産設備の設置、更新にあたっては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・ 廃熱回収や断熱対策により、熱効率を高めます。

### ◎環境負荷の少ない製品の開発や製造・販売

- ・ 使用時のエネルギー消費の少ない製品を開発、製造、販売します。
- ・ 長期的に使用でき、繰り返し使うことができる環境にやさしい製品を開発、製造、販売します。
- ・ 廃棄時のリサイクルや処理、処分の容易性を考慮して、製品を開発、製造、販売します。

### ◎環境教育の実施

- ・ 地球温暖化問題やその対策について、従業員の理解を深めるため、社内での環境学習会や研修の実施を推進します。

## 【自動車の利用に関する取組み】

### ◎自動車利用の自粛

- ・ 近距離の移動ではマイカーの利用を控え、徒歩や自転車、バス等の利用に努めます。
- ・ 通勤で出かける際のマイカー利用は避け、公共交通機関の利用に努めます。
- ・ ノーカーデー（毎週1回）の実践に努めます。

### ◎エコドライブの実践

- ・ タイヤの空気圧を適正に保ちます。
- ・ 車に不要な荷物を積まずに走行します。
- ・ 不必要なアイドリングをしません。
- ・ 燃費の良い加減速の少ない運転に努めます。
- ・ エンジンの空ぶかしをしません。
- ・ 排気量や大きさなど、用途に応じた必要最小限の車両を購入するよう努めます。

### ◎環境にやさしい自動車の利用

- ・ 自動車購入時には低公害、クリーンエネルギーの自動車を選択します。

## 【ごみの発生抑制】

### ◎廃棄物削減

- ・ 簡易包装を実施します。
- ・ 繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を生産販売します。
- ・ 製品の修理を実施するとともに、その情報を積極的にPRします。
- ・ 事業所から排出される生ごみの資源化に取り組めます。
- ・ 自社の3Rへの取組活動を積極的にPRします。

### ◎紙類ごみの減量

- ・ オフィスにおいては、裏紙利用、両面コピーの徹底等により紙の使用量を削減します。
- ・ 使い捨て製品は極力使用しません。
- ・ 簡易包装された商品や、再利用が可能な包装材が使用されている商品を優先的に購入します。
- ・ 物品を購入する際、不要な包装箱などは可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいます。
- ・ 資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取りません。



## ◎資源化・リサイクルの推進

- ・ 廃棄される用紙類や書類は古紙回収を徹底します。
- ・ 「建設リサイクル法」や「食品リサイクル法」等に基づくリサイクルの取組を積極的に推進します。
- ・ 原材料や事務用品にリサイクル製品を積極的に使用します。

## 【緑地保全・緑化】

### ◎地域や事業所の緑化

- ・ 事業所敷地内の緑化に努めます。
- ・ 建物の屋上やクリーンカーテン等の壁面の緑化に努めます。
- ・ 緑化推進活動、緑地保全活動等に参加します。

## 【環境意識の基盤づくり】

### ◎情報の公開

- ・ 市民や顧客に向けて地球温暖化対策等に関する情報の提供や、環境報告書の作成、公開等をします。

### (3) 滞在者の取組み

#### 【自動車の利用に関する取組み】

##### ◎マイカー利用の自粛

- ・ 通勤やレジャー等に出かける際のマイカー利用は避け、公共交通機関の利用に努めます。
- ・ パークアンドバスライドを利用します。

##### ◎エコドライブの実践

- ・ 車を運転する際は、エコドライブに心がけます。

##### ◎環境にやさしい自動車の利用

- ・ 低公害、省エネルギー型、クリーンエネルギーの自動車を利用します。

#### 【ごみの発生抑制】

##### ◎3Rへの取組み

- ・ レジ袋削減のため、マイバッグを持参します。
- ・ 過剰な包装を断ります。
- ・ 詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。
- ・ 市のごみ分別排出に協力します。
- ・ 3Rに取り組んでいる店舗から買い物をするよう努めます。
- ・ ごみの持ち帰りに努めます。

## (4) 行政の取組み

### 【地産プロジェクトの推進】

#### ◎太陽光発電の普及促進

##### 《太陽光発電システム関連産業支援事業》

- ・ 地場産業支援、新分野進出支援などにより、太陽光発電システム関連産業を活性化させることで、太陽光発電設置の促進を図ります。

##### 《住宅設置支援事業》

- ・ 太陽光発電システム設置に係る市民負担の軽減や、市民の疑問を解消する啓発活動等により、住宅への太陽光発電システム普及率を高めていきます。

##### 《事業所設置支援事業》

- ・ 市の施設において太陽光発電システムの設置を進めるとともに、小規模事業所に対する設置支援策を講じ、事業所への太陽光発電システム普及率を高めていきます。

#### ◎メガソーラーの設置研究

##### 《メガソーラー誘致検討事業》

- ・ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立したことにより、発電事業目的で太陽光発電システムを整備する事業環境が大きく変化しました。  
このことから、三重県などと連携して、メガソーラーの誘致の検討を行います。

#### ◎生ごみメタン化の研究

##### 《生ごみメタン事業》

- ・ 生ごみは、発酵させることで、メタンガスを生み出すことができ、これにより発電することもできます。  
これまで市では、伊勢商工会議所と連携し、生ごみの分別実験等、検討を進めてきましたが、事業化には、プラント建設など多額の費用を必要とすることから、事業内容の詳細を定め、採算性等の検証を行います。

## 【地消プロジェクトの推進】

### ◎省エネルギー・節電の啓発

#### 《エコファミリー事業》

- ・ 毎日の節電活動チェックを行い、日々の生活を見つめなおしていただく「エコファミリー事業」を展開します。

#### 《楽しいエコライフ事業》

- ・ 無理なく自然にエコ生活を実践できる感性を養い、また、文化としての定着を目指して、自然を楽しむイベントや、coolbiz のPR等を実施します。

#### 《地域で支えるエコライフ事業》

- ・ 暮らしのアドバイザー育成、商業施設・地域拠点施設などにおける「まちなか避暑地」の設置など、地域としての節電環境づくりを行います。

#### 《事業所省エネ事業》

- ・ 事業所の省エネ化を支援するため、省エネ診断の斡旋を行い、また、診断結果に基づく改修への支援を行います。

### ◎次世代育成（環境教育）

#### 《学校節電事業》

- ・ 各学校に、特色ある実践活動を促すとともに、活動を支援します。

#### 《電力「見える化」事業》

- ・ 学校施設の電力使用量管理のため、また、児童生徒の学びの環境整備として、小中学校 36 校全校に、電力デマンド監視システムを導入します。

#### 《学校サポート事業》

- ・ 民間事業者が有する情報・学習教材等の活用を図り、より充実した環境教育を実現します。

#### 《学習環境充実事業》

- ・ 各校の取組により削減された経費については、学習環境の充実に活用する仕組みを導入します。

## 【自動車の利用に関する取組み】

### ◎自動車交通量の抑制

- ・ 鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進します。
- ・ 徒歩、自転車の利便性・安全性を向上させるため、歩道、駐輪場、自転車道路の整備を進めます。
- ・ パークアンドバスライド等の施策を進めます。
- ・ 市民、事業者に対し、エコドライブ、ノーカーデー（毎週1回）の普及啓発を進めます。

### ◎低燃費・低公害車・クリーンエネルギー自動車の導入促進

- ・ 低公害、省エネルギー型、クリーンエネルギーの自動車の普及を促進します。

## 【ごみの発生抑制】

### ◎廃棄物削減

- ・ 印刷物やホームページ、イベント、説明会・学習会等を通じて、3Rの必要性や各主体の役割を啓発します。
- ・ 3Rに貢献している事業者や地域での取組みを積極的にPRします。
- ・ 再生資源奨励金制度により、自治会、町内会等における再生資源への取組みを支援します。
- ・ 廃棄物減量化等推進員と協働して、市域全体で3Rの取組みを推進します。
- ・ 生ごみ処理機購入費助成制度により、家庭から排出される生ごみの減量、資源化を促進します。
- ・ 市が購入する物品や資材は長く使用できるものを選択します。

## 【緑地保全・緑化】

### ◎緑地の確保

- ・ 緑地保全に係る法制度を活用して保全すべき緑地の確保を進めます。

### ◎都市公園等の整備

- ・ 都市公園を整備して、質の高い緑地空間を創造します。

### ◎緑化の推進・連携の推進

- ・ 市民、企業などとの連携により緑化を推進し、自主的な緑化活動を誘導、支援します。
- ・ 緑の環境づくりを促進するため、緑に関する情報の提供します。

## 【普及啓発】

### ◎情報提供の推進

- ・ 市民、事業者、滞在者の取組みを促進するため、環境マネジメントや地球温暖化問題に関する情報をホームページや広報等、イベントや学習会等様々な方法で提供します。

### ◎環境活動の支援

- ・ 地域において地球温暖化対策を推進するため、学習会の開催や市民団体の活動を支援します。

### ◎環境教育の推進

- ・ 環境に関する専門的な知識や活動経験を有するアドバイザーを派遣し、市内の各地域、事業者、及び学校現場における環境教育を推進します。
- ・ エコ・クッキング、エコドライブ等の学習講座の充実を図ります。

## 2 ロードマップ

市では、国の動向を踏まえ、国、県の施策が市内で効果的に実施されるよう連携するとともに、伊勢市の地域特性を生かした独自の施策を実施することにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

このロードマップは、この計画で掲げた目標を達成するために実施する対策・施策を明らかにしたものです。このロードマップに基づいて、年度ごとにその達成状況を確認し、必要な見直しを行っていきます。

### ■■■主な施策の実施計画■■■

		2012	2013	2014~2016	2017~2020
太陽光の普及 促進	導入支援等補助金	→			
	普及啓発活動	←→			
公共交通機関 の利用促進	各種支援による公共交通 の利便性の向上	■			
エコ通勤の実施	方策の調査・研究	↔			
	モデル事業の選定と 実証実験				→

## 第5章 市の率先事項

### 1 基本的事項

市は製品、サービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など市内経済活動の主体としての性格を持っており、地域に占める割合も大きなものがあります。このため、市の実施する事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等の措置により、率先して地球温暖化対策を実行します。

#### ① 目的

地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき、自らが行う事務事業活動に伴って、直接若しくは間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善するとともに、オフィス活動における省資源、省エネルギー化、ごみの資源化及び廃棄物の減量化を図り、環境負荷の低減に努め、率先して温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

#### ② 基準年度

平成19（2007）年度を基準年度とします。

#### ③ 期間

期間は、平成24(2012)年度から平成32(2020)年度までの9年間とし、この間の社会情勢の変化、技術進歩、点検の結果等を踏まえて、所用の見直しを行います。

#### ④ 対象ガス

- ・ 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) ・ メタン(CH<sub>4</sub>) ・ 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ・ ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ・ パーフルオロカーボン類 (PFCs)
- ・ 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

#### ⑤ 範囲

市が行う全ての事務事業（上下水道事業、消防や病院を含む。）及び市が所有する全ての施設（公用車等の付属物や指定管理者施設を含む。）を対象とします。

なお、外郭団体においても伊勢市役所と同一または隣接する施設に入居している場合（市役所が他の組織と一体的な取組を行うことが合理的と考えられる場合）は、当該施設全体を対象とします。ただし、公共事業など民間に委託して行う事業及び市営住宅については含みません。



■本計画の対象施設及び施設分類

分類	細分類	対象施設等	管理部署
事務系施設		庁舎・総合支所(小俣、二見、御菌)、 ・スポーツ施設・文化施設 ・福祉施設・観光施設・小中学校 ・図書館・給食センター等	・市長部局(施設管理部署) ・教育委員会等
事業系施設	廃棄物処理施設	廃棄物投棄場(朝熊、小俣)	環境生活部
	下水道施設	クリーンセンター	上下水道部
	その他	病院・消防署、出張所・浄水場・配水場・水道ポンプ場等	病院事業部等
公用車			各部署

## 2 目標

事務・事業の実施により排出される温室効果ガスを削減するため、次の項目について、温室効果ガス総排出量を基準(2007)年度比で計画期間中に 30%削減することを目指します。

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	計画期間中 の削減量
二酸化炭素	14,512.6	10,114.8	4,397.8
メタン	40.4	38.3	2.1
一酸化二窒素	125.9	120.6	5.3
ハイドロフルオ ロカーボン類 (HFCs)	5.6	5.4	0.2
パーフルオロカ ーボン類	0	0	0
六ふっ化硫黄	0	0	0
計	14,684.5	10,279.1	4,405.4

### 3 削減取組み

削減目標を達成するべく、以下に掲げる基本方針に基づき、温室効果ガス排出削減の対策を進めていきます。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づいて、効率的かつ効果的な施設の運転管理を行います。また、すべての職員が省エネルギー・省資源行動を実践します。
- 省エネ法の中長期計画に基づき、省エネルギー性能を重視した高効率機器等を積極的に導入していきます。
- 再生可能エネルギーを市有施設に率先して導入します。
- 公用車のエコドライブを実践するとともに、ハイブリット車や電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入を進めます。
- 職員が率先して職場や地域において環境配慮行動に取り組みます。

次の取組を実行することにより、二酸化炭素の排出を削減します。

#### ・省エネルギーの推進

##### －高効率照明設備による削減－

市の施設の蛍光灯などの照明設備を高効率照明機器にします。

##### －設備の高効率機器への更新による削減－

空調機器、配送ポンプ等、設備の高効率機器への更新をします。

##### －設備の運転効率の見直しによる削減－

省エネ診断の結果に基づき効率的な設備の運転を行います。

冷暖房温度の適正化（設定温度：夏期 28℃、冬期 19℃）、ブラインドやグリーンカーテンの有効活用

##### －退庁時等の照明、パソコン電源 OFF による削減－

職員が昼休みの電源オフやパソコン等のコンセントをスイッチ付き O A タップに接続し、退庁時に電源をオフにすることで、待機電力を節減します。

－省エネデーの徹底による削減－

毎日を「省エネデー」として位置付け、早期退庁と省エネルギーの実践を徹底します。

・新エネルギーの導入

－エコドライブやハイブリットカー等の導入による削減－

公用車運転時のエコドライブを徹底します。また、公用車を低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車などのクリーン自動車にしていきます。

－太陽光発電設置での削減－

小中学校をはじめとした市の施設に太陽光発電設備を取り付けます。

－新たな削減方法での削減－

ＥＳＣＯ事業導入に向けた検討を行います。

## 4 推進と点検

### ① 市の推進体制

市の本庁舎等では、環境管理システムを導入し、環境に配慮した独自取組みの推進管理を実施しています。このため、本計画における市の施策・取組みについても、この環境管理システムにおける「環境管理委員会」やその他庁内会議において、実施状況の報告や把握を行い、事務局として環境課が進行管理を行うこととします。

### ② 取組みの点検・評価

環境管理システムにより進捗管理をします。

### ③ 実施状況の公表

取組みの進捗状況や結果については、市広報やホームページ等を活用し、公表します。

## 第6章 計画の推進、進行管理について

### 1 進捗管理

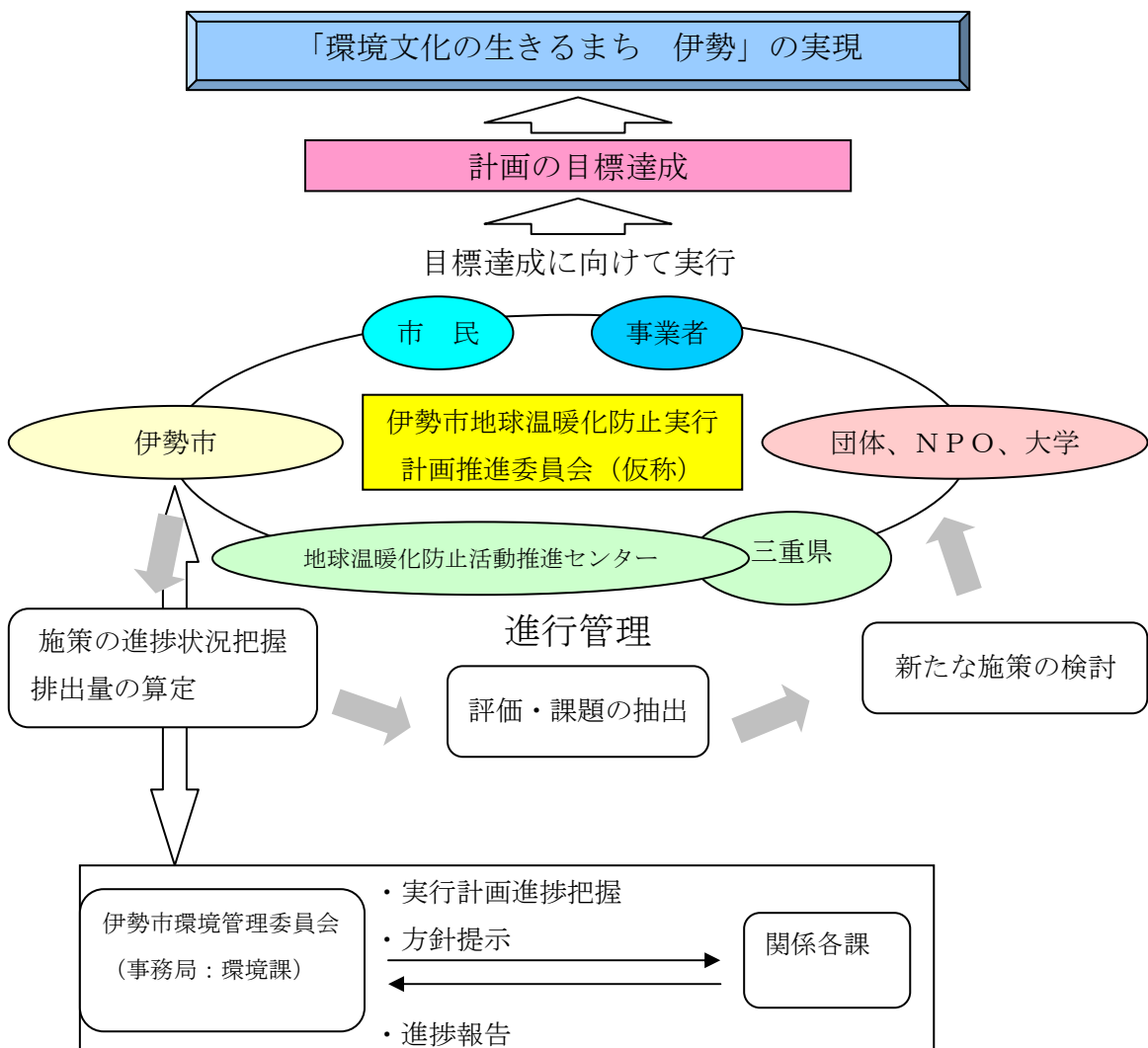
本計画で設定した削減目標達成のためには、市民・事業者・滞在者・市等の各主体が自主的に取組を進めるとともに、相互の連携・協働が不可欠となります。このため、以下の組織を活用して、本計画を推進することとします。

#### (1) 地域内推進体制・庁内推進体制

本計画に基づき、地球温暖化問題への対策を総合的かつ計画的に推進するために、市民・事業者・大学等で構成する「伊勢市地球温暖化防止実行計画推進委員会（仮称）」を設置し、各主体間で連携・調整を図り、本計画の推進を目指します。

市役所内部における体制については、関連施策の推進や関係各部署と連携、調整しつつ「環境管理委員会」を活用し、計画の推進及び進捗管理を行っていきます。

#### ■イメージ図



## 2 推進・管理方法

本計画の推進にあたっては、P D C Aサイクルを基本とした以下の推進体制で、取り組みを進めていくこととします。

### (1) 計画の策定 (P l a n)

削減目標を決定し、目標達成のために各主体が推進する施策を位置付けた、本計画の策定がこれにあたります。

### (2) 計画の実行 (D o)

市民、事業者、市等の各主体が、前章で位置付けた具体的な施策について、実施します。

### (3) 計画の点検・評価 (C h e c k)

市は、施策の実施状況や削減効果等の定量的な把握・評価を行います。市全体の二酸化炭素排出量を把握し評価するほか、モデル家庭・地区を設定し削減数値を収集する等の手法について検討します。

### (4) 計画の見直し (A c t i o n)

市は、(3)で点検・評価した結果を公表し、必要に応じて本計画の見直しを行います。本計画の削減目標は、現在、日本が国際的に表明している目標にあわせて設定しています。このため、技術革新による新たな施策や、市民からのご意見・ご提案による取組を加えることで、削減目標の達成を目指すこととしますが、あわせて、国際的な枠組みの構築や、海外からの排出量の購入等により、日本の削減数値が変動した場合等、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、実態にあった計画の見直しについても検討していきます。(3)で点検・評価した結果を踏まえ、伊勢市環境基本計画に基づき施策を見直してまいります。なお、具体的な計画の見直しについては、必要に応じて行います。

## 3 情報公開

本計画に基づいた削減施策の進捗状況、二酸化炭素排出状況、その他、地球温暖化防止対策に関わる様々な情報を、市広報やホームページ等を活用し、公開周知します。